

厚岸町議会 第2回臨時会 会議録

令和6年4月26日
午前10時00分開議

- 議長（大野議長） ただいまから、令和6年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。
- 議長（大野議長） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会 会議規則第118条の規定により、1番 竹田議員、11番 杉田議員を指名いたします。
- 議長（大野議長） 日程第2「議会運営委員会報告」を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。
- 堀議員 本日午前9時から第4回議会運営委員会を開催し、令和6年厚岸町議会 第2回臨時会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告いたします
議会からの提出案件は会期の決定で、本会議で審議することに決定いたしました。
次に町長提出の議案等についてであります。報告第1号から報告第5号までは専決処分事項の報告5件で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。
議案第37号は令和6年度厚岸町一般会計補正予算1件で、本会議で審議することに決定いたしました。
議案第38号から議案第43号までは工事請負契約の締結についてで、6件でありましていずれも本会議で審議することに決定いたしました。
本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（大野議員） 日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましてとおり、本日1日間としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日4月26日の1日間とすることに決定しました。

●議長（大野議員） 日程第4 報告第1号専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました報告第1号専決処分事項の報告について、その内容をご説明させていただきます。

家庭的な雰囲気のもと、5人以下の満3歳児未満児を保育者の居宅、その他の場所で保育を行う事業、19人以下の比較的小規模人数で行う保育事業、子どもの居宅において1対1で行う保育事業、事業所内保育事業のそれぞれの設備及び運営の基準を定める厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を基に規定しております。

この度の改正は令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略において、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4歳、5歳児の職員配置基準が30対1から25対1へ改善を図るとともに、これに合わせて最低基準の改正を行うとされたことから、3歳児の職員配置基準も20対1から15対1に見直す国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が令和6年3月13日に公布、令和6年4月1日から施行されることとなったため、厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正し、4月1日から施行する必要が生じたものと併せて、令和5年4月1日のこども家庭庁の発足に伴い、当日までに改正を行う必要のあった保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことに伴う改正を行うもので、特に緊急を要し、会議の招集をする時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により3月13日、専決処分を持って本条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。なお、町内においてこの条例に係る施設、事業は現在ありません。

改正の内容の説明は報告第1号新旧対照表により行わせていただきますが、別に参考資料として報告第1号参考資料関係法令の抜粋を配布しておりますので参考としてください。

この条例で定めるべき基準の類型につきましては、新旧対照表右の欄の改正要旨欄に条項毎に従うべき基準を記載しております。適合しなければならない基準である従うべき基準にかかる条項は当該基準の範囲内であれば地域の実情に応じて、国の基準と異なる内容を規定することが許容されるものですが、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準に従い同様に改正するものであります。

それでは改正内容の説明をさせていただきます。保育の内容を定める第25条の改正は厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるもので、小規模保育事業所A型の職員を定める第29条第2項の改正、小規模保育事業B型の職員を定める第31条第2項の改正、定員19人以上の保育型事業所内保育事業所の職員を定める第44条第2項の改正、定員19人以下の小規模事業所内保育事業所の職員を定める第47条第2項の改正はいずれも第3号では満3歳児に対する職員数を概ね20人につき1人から概ね15人につき1人に、第4項では満4歳児以上に対する職員数を概ね30人につき1人から概ね25人につき1人に改めるものです。

議案書3ページにお戻りください。附則であります。この条例は令和6年4月1日か

ら施行する。ただし、第25条の改正規定は交付の日から施行するものであります。

以上簡単な説明でございますが審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。7番、南谷議員。

●南谷議員 厚岸町における家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正でございますが、入り口の質問っていうんですか、大変申し訳ないんですけども国の考え方っていうんですか、こども未来戦略に基づいて第35条に規定する指針に基づいて厚生労働大臣から内閣府の方に移行になりました。これについてはわかるんですけども、国でこの未来戦略に基づいてこういうふうな人員を増やすということは、事業内容が充実するんだろうなと、目配りができるんだなというふうに理解をするんですが、施行の目的と具体的にもう少し内容について説明をしてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 国の動向、考え方でございますが国は当時平成27年に子ども子育て関係三法の改正で、子ども子育て支援法の制度を立ち上げた状況でございます。この時には分かりやすいのはこども園が設置施行されたという国の施策が始まった時の状況でございます。

この時には保育所については厚生労働大臣、それから幼稚園につきましては文科省ということで、これについて国の方では内閣府でこれを所管し行うというような国の動向があったもので、今回こども家庭庁発足に伴って、このこども家庭庁自体も内閣府における省庁の1つとして新たに立ち上げたという経過となっております。この時期から現在までの動向でいきますと国はやはり子どもの政策について重点を置いて、大きな政策を展開するにあたって内閣府に所管をさせたんだなというふうなふうに考えているところでございます。

なお、当時こども園が設置された時点では大きな社会的な課題としまして保育所の待機児童の問題が大きくあった状況になってございます。これを幼稚園型についてもこども園に移行することで、保育が行える民間の事業所でも手続きを行った上で保育的事業を行うことで大きな都市部では大きな問題となっていた待機児童の解消を行うというような施策を行ってきた中で、今回これまでずっとこの3歳児以上の職員配置の基準に見直しが見られなかったんですが、これは数十年前からずっと要望があった状況だというふう聞いております。その中で今回このことについても改めて検討し、今回改正を行って基準を見直したという状況となっております。ただこれを今年度から直ちに行うということではなくて、1年以上当分の間は現行の状況で認めるというようなことにもなっておりますことと、もう1つは今後1歳児におきましても見直しを6対1から5対1に見直すという方針も出ておきまして、この改正についてはまだ検討中という状況となっております。以上であります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 相対的な話をさせていただきありがとうございます。厚岸町では病院に確か保育所がありました。現在この保育所はどのようになっているのかお尋ねいたします。

また、今回の改正で本町にはあまり影響がないというふうに理解をしたんですがこの辺についてもどうなのか、すいません現在町立病院の保育所は休業されてるっていう風に理解をしてるんですけども、今後展開がどうなっていくのか、病院の保育所の設立の書類関係とかはどのようになっているのかこの辺について説明をしてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。病院における事務所内保育所につきましては現在実施をしておりません。これは令和4年度に利用する子どもがいないということで現在実施していない状況というふうに聞いております。また、この再開につきましては現在のところは予定がないという状況で、これは本来であれば通常の保育所、保育料がかかって保育所に預ける。それを事業所の対応として事業所内において簡易に利用できる形態を事業者内に保育所を置くというような措置を取るような状況かと思えます。これを現在厚岸町におきましては保育料が無料という状況もありまして、子どもの保育所の利用が簡易にしやすいということもあって、今後ちょっと希望する状況はあるかもしれないんですが、現在のところは再開する予定がないというふうに抑えているところでございます。

また、今回の改正について本町の保育所の状況、影響ですが最初に議員おっしゃっていただいたとおり、この条例の適用につきましては本町における認可保育所に適用する基準ではありません。これは北海道が定める基準に基づいて認可保育所は対応となることとなりますが、厚岸町の現状の保育士の配置におきましては例えばあつけし保育所におきましては3歳児では現在9人、4歳児で14人、5歳児で15人といずれも15人以下という状況となっておりますので、旧基準であっても新基準であっても児童数、子どもの数からいきますと問題がないという状況。

しんりゅう保育所につきましては3歳児が25人、4歳児が12人、5歳児が24人となっております。4歳5歳児につきましては新基準でいう25人以下にそもそもなっているので問題がないですが、3歳児につきましては元々複数担任を配置しております。これは1つは障がい児に対応するために配置する部分と、さらには障がい児とまではいかないんですが、なかなか障害が確定されない時期の子ども達ですので、一般的にはグレーというような言い方もしますが、そのために複数担任を置いているということを随時行っている状況となっております。

現在3歳児のしんりゅうの25人の児に対する職員の配置は3人職員を配置しておりますので十分基準に問題がないというふうに考えています。

今後につきましても大きくこの3歳4歳では25人を回すことはなかなか考えづらい。それから職員の配置につきましても保育士の確保はなかなか難しい状況なのですが、現

在のところはクラス別の担任につきましては職員の配置が行えている。また、加配につきましては会計年度任用職員を随時対応させているということで基準については新基準についても対応できるような状況かなというように考えてるところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 大変丁寧な、質問以上に答弁をしていただきましてありがとうございます。改めて確認をさせていただきます。今縷々説明があったわけですが、私は本条例の改正については賛成であります。今回この条例改正、国の方針に基づいて改正されるわけですが、厚岸町の保育所の実態について今触れていただきました。

改めて確認をさせていただきます。現有厚岸町の保育所、国は人数を多くすることで1人当たりの児童のあれを多く、より密接な密の濃い保育ができるというふうに進めてると思うんですよ。そういう意味では改めて確認をさせていただくんですが、現状厚岸町の保育所は職員の方は間に合っているのかどうか。

それから今回国でこういう制度を改正してきました。子ども達によりサービスの提供をするしっかりするということについて、厚岸町としてこの国の指針に基づいてどう変わっていくのか対応していくのかって改めて説明をしてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。職員の状況につきましては先ほどもちょっとお話ししたとおり、まずは4月1日までに例年申し込みをいただいて、利用する児童のニーズの確定ができることに合わせて職員の配置をして、これに不足する会計年度任用職員を改めて募集するというような状況で対応しております。

厚岸町につきましては他町に先駆けて、3歳児未満の保育料無料としていることで厚岸町の3歳児未満の子どもについては保育所の利用がしやすい状況にありまして、他の市町村に比べて0歳、1歳、2歳児の利用が割と多い状況かなと考えているところです。

これに合わせて特に0歳児では3人に1人という配置になりますので、保育士の数が余計に必要なということについても現在の職員数で対応ができていない状況にはなっております。ただ、それも複数、それから障がい児に対応する部分につきましては会計年度任用職員を必要な部分確保しながらということでのその確保する、募集をする段階で保育士がなかなか応募に来ない、不足が見られるというような状況がこれまでも何回か説明させていただきましたが実態となっております。

ただ今後におきましても総体人数は減っていく状況になっていくと思いますし、基本的な職員の確保は今後も勤めていきたいというふうに考えているところでございます。

保育内容の充実というか方向性につきましては、今後、保育所保育指針の改正も今後行われる予定となっております。保育所、この例えば就学前の子どもたちが行く場所としては幼稚園、保育所、それからこども園というふうな種類に分けられまして、3歳児以降ではほぼ全員がどこかに行くような状況になるのかなと。その中では保育所におきましてはこれまで家庭に代わる保育を行う場所とされておりますが、ここにおきまして

も幼児教育的な部分の教育とまではいきませんが、学習的要素が取り込まれてくるのかなというようなこともありますので、保育士の資質の向上も含めて対応していきたいというように考えているところでございます。

●議長（大野議員） 他ございませんか。10番、堀議員。

●堀議員 今回の質問と答弁の中でだいたい分かったんですけども、1点だけ今回この専決処分をしたんですけども、当町においては該当する事業所もなく、またこれからもおそらく出てくるような予定もないといった中でなぜに専決処分までしなければならなかったのかという疑問が出るんですけども。仮に事業所が明日からすぐやりますよというってなるものじゃないというふうに思うんです。当然事前に行行政側との調整なりというものもあつた中で進められると思うんですけども、そのような状況にもない中で専決処分を行わなければならなかった理由というものを今一度説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。状況的にはこの条例につきまして現在適用する事業、事業所がないという状況になっております。ただの本来でいけば町が定める基準ということで、法整備を行うというような趣旨で今お話しいただいたとおり当然その事業所を立ち上げるのには事前の相談ともある中で、現実的に適用する必要がなければ専決までしなくてもいいんじゃないかというようなお話かと思えます。そういったことも十分理解できますが、今回この条例の改正を行うに当たりましてはやはり法整備はしておく必要があるのではないかと、少なくとも相談がある、急いで4月1日からやんなきゃいけないということが必ずしも可能性がゼロではないということも押さえた上で、万全の体制を期すために条例整備を行ったというふうに考えて専決事項としたという状況でございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 わかったんですけども、そうすると今回のことだけにも限らず、他のことでも言えると思うんですそういった場合。そういうものも全ての専決でやっていってもいいんだというような理解の下で進めていくつもり何でしょうか。できるだけやはり議会の軽視というものを考え、議会の重要性というものを考えてもらう上では本会議での審議というものをやはりしっかり経た上での改正というものをやはり心がけていただかないというふうに思うんですけども、理事者側としては今後もこのような形の中でやる実績もなく、また急ぐ実績もないような中でも専決処分をしていくんだというような理解の下で議会側としてもいけばいいのかどうか、ここら辺はどうなんでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほど保健福祉課長から答弁がございましたが、今回の専決処分にあたりましては3月13日に国から省令が出ております。専決処分にあたりましてはやはり基準となる条例でございますので、4月1日に法整備をしておくというのが基本かなというふうに考えてございます。ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 3月13日っていった中ではじゃあもう4月の1日までの間に相当な期間というものがあった。その間においても臨時会を開いてやって議案審議をして可決なりというものを進めていくこともできたというふうに思うんですけども、4月までの中で臨時会を開けない特段の理由というものがあったのかどうか。最後なんでこれだけちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 時間をいただき申し訳ございません。3月の議会終了後、ちょっと色々な日程が入っておりまして、町側としても大変申し訳ございませんが、臨時会を開くことができませんでしたので専決処分をさせていただいたところでございます。

●議長（大野議員） 他ご質問ありませんか。

●議長（大野議員）

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第5 報告第2号専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました報告第2号専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術者の資格基準を定める条例では、国の水道法施行規則第14条の規定を参酌し、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準を

定めております。国は食品衛生及び水道整備管理行政の機能強化を図るための生活衛生関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律を令和6年4月1日から施行。厚生労働大臣が所管する水質または衛生に関する水道行政を除く水道整備管理行政を社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力知見を有する国土交通省に、水質または衛生に関する水道行政を環境省にそれぞれ移管することとし、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を令和6年3月29日に交付、一部を除き同年4月から施行することといたしました。

この改正に伴い、水道施工規則が改正され、水道技術管理者の資格要件が厚生労働大臣の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の過程を終了したものが国土交通大臣及び環境大臣に改められたため、厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例において、改正を行う必要が生じたもので特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月29日に専決処分を持って本条例を制定したので同法同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

改正の内容の説明については議案書により行わせていただきますが、別に報告第2号説明資料の新旧対照表及び報告第2号参考資料関係法令の抜粋を配布しておりますので合わせてご参照願います。

議案書5ページであります。総総専第2号専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

水道技術管理者の資格について規定する第4条の改正は、第4条第1項第6号中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものであります。

次に附則であります。第1項は施行期日でこの条例は令和6年4月1日から施行する。

第2項は経過措置でこの条例の施行の際現にこの条例による施行前の厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第4条第1項第6号に規定する厚生労働大臣の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定するものとみなすとするものであります。

以上簡単な説明でございますが、報告第2号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。8番、石澤議員。

●石澤議員 まず、厚生労働省から国交省、環境省に変わったことで今までと何か違ったことがあるんですか。予算なんかで変わることがあるんでしょうか。それから水質基準ってというのはどういうふうになるんでしょう。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えさせていただきます。この機能強化ということで、これまで水道の整備に関するものに関しては補助事業であったり、管の更新であったりするものがこれまで災害等の知見のある国土交通省にということで補助事業予算的には今現在、令和6年度としては一部厚労省のものと一部国土交通省の社会資本整備交付金というものに今後は移行することとなります。あと、水質基準に関しては基準そのものは変わらないんですが、環境省の方でそれを担当されるということになります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そしたら水道の整備をするっていうのは今水道管と古くなったりしてて、水道管の整備とかも出てくるんですが、そういう意味ではそういうところを優先するっていうか、予算が取りやすくなるっていう形になるんですか。その辺はどうなんですか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えさせていただきます。予算は限りあるものだと思いますが、それはこれまでと同様、経過年数も生じてますし、厚生労働省から国道交通省になったからと言って、必ずしも取りやすくなったというものにはなるものではないんですが、今後何か災害等そういうような知見を持つてるものが国土交通省にはそういうような知見を要する専門的技術能力があるということで、国の方で集約されたというふうに解釈しております。また後は今後に関しては、その予算的なものはこれまでと同様に厚生労働省であったり、国土交通省で要望は同じく要望していくこととなっておりますので、今後も引き続き同様、予算は取得したく今後も同じように要望はしていきたいというふうにこちらの方は考えてございます。

●議長（大野議員） 他、7番、南谷議員。

●南谷議員 概ね聞かせていただきました。1点だけ確認をさせていただきます。今回のその環境省にも環境関係に関わることってことなれば基準とかっていう説明がありましたよね。厚岸町にとって今回移行となる環境省の方が所管となるもの、厚岸町の今水道事業をやっているんですけども、環境省の移管にされるものっていうのは具体的に概略でいいですから、何と何があるのか。水質基準だけでは私はないと思うんです。この辺についてももう少し詳しく説明してください。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。水質基準の中では我々毎年町の原水河川の水質基準の検査51項目というものがございますが、そのような原水の調査、それであったり供給するための水質の関わる水質の毎月保健所にも報告してるんですが、そのような内容と各団体っていうんですかね、会社さんから水質の状況というのを報告して提出

する義務もこちらにありますので、それらを所管するのが今度厚生労働省から環境省という部署に移るといふようなことになる内容でございます。主な内容がそのような内容になります。

●議長（大野議員） 他ございませんか。10番、堀議員。

●堀議員 今回厚生労働大臣の登録を受けたものから、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたものというふうには変わったっていいんですけど、この場合、国土交通大臣の方の登録、それと環境大臣の方の登録というそれぞれ登録が別々なものが現れるようになるのか。それとも国土交通大臣と環境大臣が連名の中で登録を連名の登録をしたものが講習を行うようになるのか。この辺についてはどうなるのでしょうか。

それと経過措置の中では、従前厚生労働大臣が登録したものが行った講習を修了した者については、従前のおりということだということに理解はしてるんですけども、この水道技術管理者の講習を受けるっていった中では、一度受けてしまえばもう10年も20年も受ける必要がないのか。それともやはり定期的に3年とか5年とかの更新講習のようなものの中でやっていくものなのかっていった中ではどうなるのでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。まず1点目に国土交通省と環境省の仕訳っていうのは、まずは厚生労働大臣の資格の講習を受けた者っていうものは、今後みんな講習を修了した者はみなしますということになりますし、内容はこの課程の中でも水質に関するものとか、水道の施工監督とか管理に関する事っていうのがありますので、国土交通大臣のものと環境大臣のものがございまして、その中には学科講習、実務講習というのが15日間その講習を受ける必要があるものになります。それを受けてその交付された受講証明をもらうことによって、その資格基準を満たすということになります。

あとは私ちょっとまだそこまで、更新そのものどうあるかっていうものまではちょっと調べてございませんので、その辺はちょっとお答えしかねることになりますがこれを受けるとその資格基準を満たすというような内容になってございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 今まで厚生労働大臣が登録を受けた講習が15日間であった。今度は国土交通大臣の登録を受けたものが行う講習と環境大臣の登録を受けたものの講習がそれぞれ別々にあるという理解なのか、それともこれら2つが一緒になった1つの講習というものがされるようになるのかっていった中ではどうなのか。

あとその水道技術管理者の更新っていったものについては承知してないって言うんですけども、そうすると工事の時に水道技術管理者を町の方に出すのかな、そうした時にじゃあ前の厚生労働大臣の講習を受けてますよという証明というものがあるんですけど

ど、じゃあそれは10年前の講習を受けたものでも有効なのか、どうなのかそこら辺というのは知ってないとだめだし、今後はそうすると厚生労働大臣と国土交通大臣及び環境大臣のやつ2つが出てくるようになるんですから、そこら辺はよく承知していなければいけないと思うんですけどもそこら辺はどうなんでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。その登録の更新についてはちょっと調べさせていただきたいんですが、講習については2つの講習1つになって15日間の中で行うということなんで、それぞれということではありません。一緒です。

登録証はそれぞれです。更新があるかどうかは調べさせていただきたいと思います。休憩をいただきたいと思います。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時56分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 大変貴重なお時間をいただきまして申し訳ありません。今ちょっと調べたところ4年に1度更新しなければならないということで確認しました。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 4年に一度ということなので、今年変わってんで4年後にはもう全て国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたものが行った講習を受けたよということでもいいと思うんですけども、心配になるのがこの4年に一度の講習を受けてるかどうかの技術管理者の講習の資格期限というものをしっかりと行政側の方でも管理してるのかどうか、確認をしているのかどうかというのはどうなんでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。登録講習を受けたものは今現在、我々の職員とかにはいないんですが、この法律上、水道技術管理者というのは当町では私が今、水道技術管理者ということで、この内容は登録講習でなくても学歴とか大学であったり、高校であったり、短大であったり、その卒業した課程と経験によって決まるもので、私は今その高校卒業でその経験をもって、8年間の経験をもって水道技術者の管理をできるようなことになっておりますので、何が何でもその登録講習を受けた人っていうのは該

当るかっていうのは出てくる場合もありますが、必ず受けているかということに関しては、今その登録講習を受けたものがないので確認してることはないんですが、当然そういう登録講習を受けたものになれば登録の確認とか、更新を確認する必要性が生じてくるのかなというふうには考えてございます。

(発言する者あり)

- 議長（大野議員） はい、それではとくに認めます。10番、堀議員。
- 堀議員 私これ一般の水道事業者じゃなくて、企業側が水道技術管理者の資格があつて、工事をやる時にその技術管理者が必要なんだというもののものかなと思ったんですけど、今言った管理する側、発注者側の方が水道技術管理者の資格の持っているものと言っている中で、今現在は課長が水道技術管理者ということですけども、講習を受けていないとあってなると、例えば工事関係、安全確認も含めて様々な状況というものがどんどんどんどん変わっている中、また、水質基準だつて新たな毒性基準や何かが新たに加わったものとかやはり安全対策というものは日々更新されて、向上されてつてるというふうに思うんですよ。それに対して講習を受けたものが厚岸町に今誰もいないということの方がそれはちょっと大変心配になるんですけども。きちんと学歴や何かでと、つまり課長はもうその30年前の学校を卒業した段階でもうその資格を得て、それからずっと講習も何も受けてないで水道技術管理者だよと言うのであれば、4年に一度の講習をやる意味合いというものと全然変わってくるというふうに思うんですよ。やはりこれが行政側でもしっかりと配置をしなければならないというのであれば、誰か彼かの水道技術管理者というもののしっかりとした講習を受けたものを配置すべきだというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 答えいたします。この法律の第19条では水道技術管理者というのはまず自治体に1人置かなければならないんです。それで水質の管理であったり、給水装置の管理、それらを見る技術的経験があるものというのを置かなければまずはないということです。

それで今後になりますがこういう制度も今3月29日に交付された内容については、この資格要件を満たすものというのが全国的に少なくなっているということで、今回の令和7年4月1日に施行されるものに法律改正になるものがあるんですが、その資格要件っていうのが今回緩和されたというものが通達ありましたので、今後のどこかの議会で条例改正というのは必要になってくるんですが、資格要件というのが拡大されてきた部分っていうものも今後ありますので、それによって例えば今後は下水道の経験者とか道路・河川の経験者というものも今度資格要件に入ってきますので、技術者の確保という形で国のそのような法律の改正内容が今後される予定になりますので、うちも町の条例改正も今後それに対してやっていこうという考えになってございます。

必ずしも講習を受け受けたものを置かなければならないということにはならないので、技術的経験年数が満たしてればその講習でなくても我々は。

- 議長（大野議員） 休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時06分再開

- 議長（大野議員） 再開いたします。水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） この登録講習というものには全くの経験がない方も全国にはいらっしゃると思いますし、ですからその15日間の講習の中で水質に関する技術講習。

（発言する者あり）

- 水道課長（高瀬課長） それは講師ってということです。

- 議長（大野議員） 答弁で締めてください。

- 水道課長（高瀬課長） あくまでもこれはその技術管理者の資格がこれまでいくつかある中の1つ、その中で登録講習の終了したものが行う講習ということなものですから、登録講師の制度になりますのでちょっといま堀議員がおっしゃる内容とちょっと乖離する部分があるのかなと思って。我々のそのなんか得る技術講習の内容と質問者がおっしゃる内容とちょっと話がちょっと食い違う部分が出てくるのかなと思います。話すまく説明できなくて申し訳ないんですが、そのように理解していただければというふうに思います。

- 議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

- 議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第6 報告第3号専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税務課長。

●税務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました報告第3号専決処分事項の報告について、その内容を説明申し上げます。議案書6ページをお開きください。

今般国は現下の経済情勢等を踏まえ、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除を実施するとともに、法人事業税の外形標準課税にかかる適用対象法人の見直し。令和6年度の評価替えに伴う土地にかかる固定資産税及び都市計画税の税負担の調整。森林環境贈与税の贈与基準の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるとし、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等を令和6年3月30日に公布し、原則として同年4月1日から施行するとしました。

この法律等が施行されたことに伴い、令和6年度の町税課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要が生じたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日専決処分をもって町税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書7ページ。総総専第3号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。町税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付の報告第3号説明資料新旧対照表でご説明いたしますが、この度の主な改正は、職権による減免を可能とする規定の追加、個人住民税の定額減税の実施に係る規定の新設、固定資産税の負担調整措置等の延長、新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しなどであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。1ページ、町民税の減免について規定している第34条の改正、固定資産税の減免について規定している第57条の改正、2ページ、特別土地保有税の減免について規定している第131条の3の改正は、いずれも納税者の当事者が各減免規定により定められているいずれかに該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合には職権による減免を可能とする規定を追加する改正及び字句の整理であります。

なお、この度のただし書きの規定は大規模災害による納税者の手続き負担の軽減、減免事務の効率化の観点から被災前の備えとしてあらかじめ職権による減免規定を設けるものであり、基本的には減免を受けようとする者はこれまでどおり申請をしなければならないという原則に変わりはありません。

2ページから3ページにかけて、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除について規定する附則第7条の5の改正は、地方税法の改正に伴い令和6年度分の個人町民税の特別税額控除、通称、定額減税に係る規定を追加する改正であり、第1項では前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の町民税及び道民税の所得割の合計額から、納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を行うこと。

第2項では都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特別控除額の控除限度額及び公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎とな

る令和6年度分の所得割の額については、特別税額控除前の所得割の額とすることを規定するものであります。

3ページから4ページにかけて、令和6年度分の町民税の納税通知書に関する特例について規定する附則第7条の6の改正は、地方税法の改正に伴い令和6年度分の町民税の納税通知書に関する特例の規定を追加する改正であり、第1項は普通徴収に係る個人の町民税は令和6年6月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は以後の令和6年度中に普通徴収すべき税額から順次控除する所要の措置を講ずること。

第2項は令和6年度分の個人の町民税を町税条例第33条の6第1項に規定する給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れにより、普通徴収の方法によって徴収する場合には第1項の規定は適用しないことを規定するものであります。

4ページから7ページにかけてであります。令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例について規定する附則第7条の7の改正は、地方税法の改正に伴い令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例の規定を追加する改正であり、第1項は公的年金等に係る所得から特別徴収を開始する年度における徴収方法についてを規定しており、令和6年度の個人の町民税は令和6年6月に徴収すべき普通徴収の税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は以後の令和6年度中に普通徴収すべき税額から順次控除し普通徴収において控除しきれない場合には、令和6年10月1日以降最初に支払を受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から控除し、なお控除しきれない金額は以後令和6年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から順次控除する所要の措置を講ずること。

6ページ、第2項は、第1項の規定の適用がある場合において、町税条例第33条の6の4で規定する年金所得に係る個人の町民税の特別徴収対象税額は、第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額とする読替規定を追加するもの。

第3項は、年金所得に係る仮特別徴収が既に行われている方の公的年金に係る所得に係る特別徴収については、令和6年10月1日以降最初に支払を受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は以後令和6年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から順次控除する所要の措置を講ずること。

7ページ、第4項は第3項の規定の適用がある場合において町税条例第33条の6の4で規定する年金所得に係る個人の町民税の特別徴収対象税額は、第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額とする読替規定を追加するもの。

第5項は町税条例第33条の6の6第1項で規定する年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れの規定により、普通徴収の方法によって徴収する場合には第1項の規定は適用しないことを規定するものであります。

7ページから8ページにかけてであります。令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除について規定する附則第7条の8の改正は、地方税法の改正に伴い令和7年度分の個人の町民税及び道民税に限り、国内に居住する控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の町民税及び道民税の所得割の合計額から1万円を控除することを規定をするものであります。

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定している附則第8条の改正は地方税法の改正に伴い、特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、特別税額控除の規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加するもの、附則第7条の5から附則第7条の8を追加したことに伴う条ずれによる改正及び字句の整理であります。

8ページから9ページにかけてであります。法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定している附則第10条の2の改正は、地方税法の改正においてバイオマス発電設備のうち、1万キロワット以上2万キロワット未満の発電設備で、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料の区分に該当するものについての特例割合を定める規定が追加されたことに伴う規定の改正、このことに伴う引用号番号の変更及び法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の特例割合を定める規定が削られたことに伴う第18項の規定を削る改正、第12項が追加されたことによる第13項から第18項までの項の繰り下げであります。

9ページから10ページにかけてであります。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定している附則第10条の3の改正は、区分所有建物である長期優良認定住宅については申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定を追加する改正、この改正に伴う項番号の変更及び地方税法施行規則の改正に伴う引用項番号の変更であります。

10ページから11ページにかけてであります。土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義について規定している附則第11条の改正は、土地に対する固定資産税の特例措置を3年間延長することに伴う見出しの字句の改正であり、規定内容に変更はございません。

令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例を規定している附則第11条の2の改正は、土地に係る据置年度における下落修正措置の継続による年度の更新の改正であり、令和7年度、令和8年度において地価に下落傾向が認められる場合には価格に修正を加えることができる特例措置を規定するものであります。

11ページから12ページにかけてであります。宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例を規定している附則第12条の改正は、固定資産税の負担水準の均等化を促進するため、現行の負担調整措置を令和8年度まで3年間延長する改正であります。

13ページ、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例を規定している附則第13条の改正は、現行の負担調整措置を令和8年度まで3年間延長する改正であります。

特別土地保有税の課税の特例を規定している附則第15条の改正は、課税の特例措置を令和8年度まで3年間延長する改正であります。なお、特別土地保有税は、町税条例附則第14条の2の規定により当分の間、平成15年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課しないと規定されており、現在は課税はされておられません。

14ページ、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例を規定している附則第16条の3の改正は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の

配当所得の分離課税分の個人町民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正であります。

14ページから15ページにかけてであります。土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例を規定している附則第16条の4の改正は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人町民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正であります。

長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例を規定している附則第17条の改正は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、長期譲渡所得の分離課税分の個人町民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正であります。

15ページから16ページにかけてであります。短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例を規定している附則第18条の改正は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、短期譲渡所得の分離課税分の個人町民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正であります。

一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定している附則第19条の改正は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人町民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正であります。

16ページから17ページにかけてであります。先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定している附則第20条の改正は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人町民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正であります。

17ページから18ページにかけてであります。特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を規定している附則第20条の2の改正は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、特例適用利子等及び配当等に係る個人町民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正であります。

18ページ、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を規定している附則第20条の3の改正は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、条約適用利子等及び配当等に係る個人町民税の所得割の額を含める読替規定を追加する改正であります。

議案にお戻りいただき、18ページをお開き願います。附則であります。第1条は、施行期日で、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和6年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明でございますが報告第3号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。7番、南谷議員。

- 南谷議員 何点かお尋ねをさせていただきます。まず新旧対照表1ページ目でございます。34条の第2項。今回の改正でアンダーライン引いてあるんですが、ただし町長がという文面があります。ここから町長が当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合はこの限りじゃない、こういう明記になりました。

これは先ほどの説明ですと大規模災害時、条例の改正が必要あり議会を開催しなければならぬ。そうすると時間も経ってしまうということで今後の大災害に対応するための条例、文書というふうに理解をしたんですけど、この文面だけですと私はこういう解釈もできるんじゃないのかなと思います。町民税を減免する必要があると認める場合はこの限りではない。

町長が町民税を減免する必要があると認めた場合ということはいかなる場合なのかなってというのが想定されます。災害だけとは謳っていないんですよ。あらゆる場面が想定されます、この文面だけだと。そうすると僕の理解では毎年繰り返してこういう条例改正するわけですから、一度減免措置取ると毎年申告しなくても町長が認めればそういうケースというのはあるんだろうかというふうに疑問に思ったんです。この文面だと何も縛りがないんですよ、ここの文面だけでは。この辺についてどう判断してるのか説明をしてください。

- 議長（大野議員） 税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） 減免についてでありますけれども、町税の減免にあたりましては条例及び関係法令に基づいて取り進めておりますけれども、その中に総務大臣通知というものがあつて、その総務大臣通知については地方税法の施行に関する取り扱いについてという通知があるんですけども、その中では租税の減免については地方団体において納税義務者にかかる一定の事由に該当することを理由として一律に無条件に当該税負担を軽減することがないように留意しなさいというこの取扱通知があります。今回この取扱通知については、改正となっていません。ですから我々も今回このように条例は改正になったわけですけども、あくまでもこの条例につきましては大規模災害には職権で減免をすることができないという規定でありますので、この場合に災害の減免の効率化、納税者手続きの負担の軽減からの職権で減免することは望ましいというふうにも言われておりますので、他の自治体と同様にこの規定を設けさせていただきまして、職権による減免を可能とする宥恕規程、これを設けたものであります。大規模災害とか限定は今まではしておりませんが、今想定できるのはこういう大規模災害の時のみに適用していきたいと考えております。これまでも減免につきましては、厚岸町においては本人の申請に基づき、1件1件減免要件に該当するかどうかを審査してやっておりますので、今後についても一律に減免することないようこれまでと同じ方針でやっていきたいと、この総務大臣通知に倣ってやっていきたいと思っております。

- 議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 わかりました。次に今回の条例改正、非常に減免処置でございますからそれぞれその個人の状況によって立場が変われば個人情報の問題もあって、町民から聞かれても非常に説明がしにくいんですよ、はっきり言って。1個1個読んでいくとわかるんですけれども、町民に説明をしていく時に大変だろうなっていう思いがしております。それからこのそれぞれ減免措置をする事務方、体制というのは大丈夫なのかなと疑念に思いました。大変な苦勞をされるだろうと、チェック体制大丈夫なのかな、それから町民に周知の方法、これらについて十分な配慮が必要だと思いますが、この2点についてどのように取り扱われるのか説明をしてください。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。今回のこの特別税額控除、通称定額減税と言われと言われておりますけれども、これにつきましては納税義務者及び控除対象配偶者を扶養を親族1人この人数に1万円をかけて、ですから具体的に言いますと本人と奥さんと子どもが扶養にいるといった場合には3万円を減税するというような内容でございますけれども、これにつきましてはもちろんシステム改修をさせていただきます、システムを構築するとともに職員によっても複数のチェック体制で臨んでいきたいと思っております。

また、この周知につきましてもなかなか難しい、わかりづらいところではありますけれども、納税通知書等に挟む文書等にも分かりやすい説明をしていきたいと思っておりますのでご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今3万円の話しされましたよね。厚岸町ではがんばろう応援券の4千円、それから今の今回の条例改正3万円、さらに1万円の減税ありますよね。これらについてそれぞれ町民に配付するスケジュール等が、それから1万円についての今後の対応のスケジュールについて説明をしてください。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。この減税につきましてはまず普通徴収の方は6月の第1期分の普通徴収の税額から順次減税させていただきます。

普通徴収と年金の特別徴収の併用の方は、この方につきましても6月の普通徴収の税額から減税をさせていただく。

もうすでに年金の特別徴収を行っている方につきましては、この方につきましては10月以降の年金から特別税額控除させていただくというような日程になっております。

それから4千円の応援券の関係であります、4千円の応援券はゴールデンウィーク明けから準備をして発送する予定となっております事聞いております。はいということでもあります。

もう1点減税をしきれない人、住民税の金額が低くて十分な減税の恩恵を受けられない人につきましては、この町民税とは別に所得税につきましては3万円を減税するというものが所得税法で決まっております。合わせて4万円でありますけども、これにつきましては同じく納税者と扶養親族に合わせて4万円が上限なんですけど、基準額なんですけども、これにつきましては減税しきれない人につきましてはまだ予算を厚岸町では持っておりませんので、できれば6月議会に歳出額を固めたいと思っております。歳出予算を持ってから6月3日にデジタル庁の算定ツールをもってその額を試算しなさいというふうに国から示されておりますので、1人いくら足りないんだっていうのはその算定ツールを用いて6月中に試算ができればいいかなとも思っております。

それから発送準備等色々ありますので、皆さんにその減税しきれない人に対する調整給付につきましては、夏頃から申請書をお配りして何とかやっていきたいと思っておりますのでご理解願います。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） がんばろう厚岸応援券の配布スケジュールですけれども、使用は6月1日から12月31日までというような期間で今考えておまして、配布につきましては5月の18日ここから全戸に対して5月中にまずは1回必ず訪問するような形で今段取りを進めているところであります。

●議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第7 報告第4号専決処分事項の報告ついてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税務課長。

●税務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました報告第4号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。この度の専決処分事項の報告につきましては先の報告第3号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行される

ことに伴い、令和6年度の都市計画税の課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要性が生じたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日専決処分をもって厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書20ページ、総総専第4号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配付の報告第4号説明資料新旧対照表でご説明いたしますが、この度の主な改正は固定資産税の令和6年度の評価替えに伴う都市計画税の特例措置の延長のほか、地方税法の改正に伴う項番号の繰り上げ及び引用項番号の変更であります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。1ページ、法附則第15条第32項の条例で定める割合について規定している附則第2項の改正は、地方税法の改正において法附則第15条第32項が削られた事に伴う項を削る改正であります。

附則第3項から附則第14項までの項番号の改正は、附則第2項を削る改正に伴い、それぞれ項番号の繰り上げであります。

法附則第15条第38項の条例で定める割合について規定している附則第4項の改正は、地方税法の改正において法附則第15条第32項が削られた事に伴う引用項番号の変更であります。

1ページから2ページにかけて、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例について規定している附則第5項の改正は、地方税法の改正において宅地等に対して課する都市計画税の特例措置を3年間延長する改正並びに令和3年度及び令和4年度の宅地等に対して課する都市計画税の特例措置を削るものであります。

附則第6項の改正は、地方税法の改正において商業地等に対して課する都市計画税について、負担水準が0.6未満の土地の課税標準額が当該年度評価額の10分の6を超える場合については、課税標準額を10分の6とする課税標準の特例措置を3年間延長する改正であります。

附則第7項の改正は、地方税法の改正において宅地等に対して課する都市計画税について、負担水準が0.6未満の土地の課税標準額が当該年度評価額の10分の2以下の場合については、課税標準額を10分の2とする課税標準の特例措置を3年間延長する改正及び引用項番号の変更であります。

附則第8項の改正は、地方税法の改正において商業地等に対して課する都市計画税について、負担水準が0.6以上0.7以下の土地の課税標準額を前年度の課税標準額に据え置く課税標準の特例措置を3年間延長する改正及び引用項番号の変更であります。

附則第9項の改正は、地方税法の改正において商業地等に対して課する都市計画税について、負担水準が0.7を超える土地の課税標準額を当該年度評価額の10分の7とする課税標準の特例措置を3年間延長する改正及び引用項番号の変更であります。

3ページ、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例について規定している附則第10項の改正は、地方税法の改正において農地に対

して課する都市計画税の特例措置を3年間延長する改正及び令和3年度の農地に対して課する都市計画税の特例措置を削るものであります。

市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例について規定している附則第12項から附則第14項までの改正は、地方税法の改正による引用項番号の変更であります。議案書にお戻りいただき、21ページをお開き願います。附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項及び第3項は、都市計画税に関する経過措置の規定で、第2項は別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の都市計画税条例の規定中、都市計画税に関する部分は、令和6年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税についてはなお従前の例によるものとするものであります。

第3項は、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第4号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第8 報告第5号専決処分事項の報告ついてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

●町民課長（渡部課長） ただいま上程いただきました報告第5専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

この度の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、このうち国民健康保険税に関する改正部分が4月1日から施行されることになったことから、令和6年度の国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日である4月1日から施行する必要が生じたもので、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第17条第1項の規定により、3月31日専決処分をもって厚岸町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書24ページであります。総総専第5号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

条例改正の内容は地方税法施行令の改正と同様に、中間所得者層及び低所得者層の負担の上昇を抑制し、被保険者間の負担の均衡を図るため 国民健康保険税の課税額のうち、後期高齢者支援金等課税限度額及び減額後の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を引き上げたこと。

国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るため、国民健康保険税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の軽減判定となる所得基準の上限を引き上げ、軽減の対象範囲を拡充したものであります。

それでは別にお配りしている報告第5号説明資料、厚岸町国民保健税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧願います。改正内容の説明についてはこの新旧対照表により行わせていただきますが、併せて報告第5号参考資料①改正内容の概要、報告第5号参考資料②関係法令の抜粋及び用語の説明を配布しておりますので参考としてください。

新旧対照表の1ページをご覧ください。国民健康保険税の課税額のうち、後期高齢者支援金と課税額の算定方法について規定している第2条第3項の改正は、ただし書きで規定している後期高齢者支援金等課税額の課税限度額、現行22万円を24万円に改めたものであります。この改正による影響については令和5年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯となる104世帯から12世帯減少し92世帯となり、調定額で約196万円の増額が見込まれるところであります。

2ページをご覧ください。次に7割、5割、2割軽減を行う場合の国民健康保険税の減額について規定している第21条第1項の改正は各号列記以外の部分は減額後の国民健康保険税の額について規定していますが、第2条第3項の改正と同様に減額後の後期高齢者支援金と課税額の課税限度額、現行22万円を24万円に改めたものであります。

3ページをご覧ください。第2号は国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定していますが、軽減判定所得の基準算定について、基礎控除額43万円に被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額、現行29万円を29万5千円に改めたもので、この改正により5割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引き上げられ、5割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。

この改正による影響は令和5年度の課税データで試算した場合、5割軽減世帯は2割軽減世帯からの移行により3世帯増加し、調定額で約18万6千円の減額となります。

第3号は国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定していますが、軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額43万円に被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額、現行53万5千円を54万5千円に改めたもので、この改正により2割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引き上げられ、2割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。この改正による影響は令和5年度の課税データで試算した場合、2割軽減

世帯は新たに5世帯が対象となりますが、先ほど説明させていただいた5割軽減に3世帯が移行するため、2世帯増加し調定額で約4万1千円の減額となります。なお、先ほどの5割軽減と2割軽減を合わせますと軽減対象となる世帯は5世帯増加し、調定額で約22万7千円の減額となります。

議案書24ページにお戻りください。附則であります。第1項は施行期日でこの条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、この条例による改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとしてあります。

以上簡単な説明ではありますが報告第5号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声）

- 議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開いたします。ここで先ほどの報告第2号専決処分事項の報告について、10番堀議員の質疑に対する水道課長の答弁におきまして、一部訂正の答弁を行いたいとの申し入れがありましたのでこれを許します。水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 午前中の報告第2号の質問の答弁において、水道技術管理者の更新ということの中で午前中に日本水道協会の方に確認をとりましたところ、管理技術者講習に関しては更新はないと、制度はありません。私、先ほど申し上げた更新制度があるのは水道施設管理技師というものについては4年に1度の更新がございますということでありましたので大変申し訳なく、誤った答弁しましたことを深くお詫び申し上げます。

●議長（大野議員） よろしいですか。

（「はい」の声）

●議長（大野議員） なければこれで終わります。

●議長（大野議員） 日程第9、議案第38号 工事請負契約の締結について、議案39号 工事請負契約の締結について以上2件を一括議題といたします。職員の朗読を省略し提案理由の説明を求めます。危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ただいま上程いただきました、議案第38号、工事請負契約の締結について提案内容をご説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。議案第38号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事は、港町地区と真栄地区の一部に係る津波避難困難地域を解消し、町民の命を守るための津波避難ビルとしての機能と、老朽化により改築が必要となった生活改善センターの地域交流機能を併せ持つ施設として整備しようとするものであります。

契約の内容であります。1 工事名、（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（建築主体その1）。

2 工事場所、厚岸町港町2丁目1番、2番、49番、57番。

3 契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。

4 請負金額、12億670万円。

5 請負契約者は、萩原・マル勢影本経常建設共同企業体。代表者、帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社、構成員、厚岸郡厚岸町白浜4丁目156番地、マル勢影本工業株式会社であります。

26ページをお開き願います。参考といたしまして、1 工事概要ですが、建築工事として構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、4階建て、延べ床面積は、2,573.68平方メートルのうち、1,373.67平方メートル。

所要室は、1階に管理室、エントランスホール、ホール、階段室1、スロープ、トイレ、エレベーター、風除室1、風除室2。2階に、物置。3階に、避難スペース、盤室、備蓄倉庫1、エレベーターホール、階段室1、スロープ、トイレ、エレベーター。4階に、階段室1であります。

2 工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成を令和7年6月30日までとするものであります。

3 参考図面として、位置図、配置図、各階平面図、立面図は、別紙説明資料のとおりであります。

27ページから32ページは、（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事に係る議案第38

号から第43号までの共通の説明資料となっております。

27ページの位置図・配置図をご覧ください。図面の左上に斜線で建設位置を示しており、配置につきましては、図面上側の町道港町3条通りと図面下側の町道港町1号公園通りにの間の敷地に、厚岸町生活改善センターに隣接して建設し、両方の町道から出入りできるようにするものであります。

建築工事は、建物の下側のその1と、上側のグレーに網掛けしている部分のその2に区分けしており、本議案第38号の建築主体その1は、建物の下側の部分となります。

建物の上側の建築工事と、点線の斜線で示しております厚岸町生活改善センターの解体工事、建物周辺の通路や隣地境界の点線で示した位置に設置するフェンスの外構工事が建築主体その2となります。

なお、駐車場部分の外構工事につきましては、生活改善センター解体完了後の令和7年度に別に発注する計画であります。

28ページからは各階の平面図であり、配置図の建物を右に90度、回転させたもので、建築主体その1は、各階平面図の建物の左半分、その2が右側のグレーに網掛けした部分となります。

28ページは1階の平面図で、その1の所要室としては、図面左上から、管理室、正面入口となる風除室1、エントランスホール、ホール、階段室1、スロープ、トイレ、風除室2、中央にエレベーターを配置しております。

その2の所要室は網掛け部分で、大研修室、ステージ、控室1、控室2、研修室、階段室2であります。

29ページは2階の平面図で、その1の所要室として、左上に物置を配置しております。

その2の網掛け部分につきましては、1階の大研修室の上部や階段室2がありますが、所要室としてはございません。

30ページは3階の平面図で、その1の所要室として図面左上から、備蓄倉庫1、盤室、2分割できる避難スペース、エレベーターホール、階段室1、スロープ、トイレ、中央にエレベーターを配置しております。

網掛け部分のその2の所要室は、図面右上から、階段室2、機械室、受水槽室、2分割できる避難室1、調理室、3分割できる避難室2を配置しております。

31ページは、4階の平面図で、その1の所要室は図面下側の階段室1のみであり、その他の部分は避難可能な屋上で、ローマ字のRの表示は、ヘリコプターからの吊り上げ救助を行うポイントであることを示しております。

網掛け部分のその2の所要室は、図面下側の前室、備蓄倉庫2、電気室を配置し、その他の部分は、その1と同様に屋上で、屋上の右側には空調設備の室外機と太陽光パネルを配置しております。

なお、構造の一部鉄骨造の部分につきましては、1階から3階のスロープ部分となります。

32ページは立面図で、左上の北側立面図が正面となります。

続きまして、議案第39号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。議案第39号工事請負契約の締結について次のとお

り工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の内容であります。1 工事名、（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（建築主体その2）。

2 工事場所、厚岸町港町2丁目1番、2番、43番、49番、57番。

3 契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。

4 請負金額、10億7,580万円。

5 請負契約者は、共和・新太平洋経常建設共同企業体。代表者、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所、構成員、札幌市中央区南1条東1丁目2番地1、新太平洋建設株式会社であります。

34ページをお開き願います。参考といたしまして、1 工事概要ですが、建築工事として、構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、4階建て、延べ床面積は、2,573.68平方メートルのうち、1,200.01平方メートル。

所要室は、1階に、大研修室、ステージ、控室1、控室2、研修室、階段室2。3階に、避難室1、避難室2、調理室、受水槽室、機械室、階段室2。4階に、前室、備蓄倉庫2、電気室であります。

外構工事として、建物周囲の通路、フェンス。解体工事として、厚岸町生活改善センター、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、2階建て、延べ床面積861.00平方メートルであります。

2 工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成を令和7年11月28日までとするものであります。

3 参考図面として、位置図、配置図、各階平面図、立面図は、27ページから32ページの別紙説明資料のとおりであります。議案第38号で説明のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、建築主体（その2）の工事のうち、建物の建設工事は、建築主体（その1）と同様に令和7年6月末までの完成予定とし、厚岸町生活改善センターの解体と建物周辺の外構工事の完成予定を令和7年11月28日としております。

別途、お手元に参考資料といたしまして、4月17日に執行いたしました指名競争入札結果を配布させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認賜われますよう、お願い申し上げます。

- 議長（大野議員） はじめに議案第38号について質疑を行います。5番、音喜多議員。
- 音喜多議員 いよいよ命を守るための工作物というか、そういういざという時の避難場所。これちょっと私から考えれば本当は津波なんていうのはもう陸続きというか、地続きの山に勝るものはないんですね。人工物というのは意外と脆いものなんです、自然に対して。まあそういった意味では今回避難室なんて名目も付いていますので、ある程度そこは大丈夫だろうということで駆け込むだろうと。それでこれだけのお金と設計を

かけて当然やっていますので、建物としては今で言う地震で震度何度までならもつという結果が出てるんだろうと思います。

それからあの地区は標高何メートルなのか知りませんが、どのくらいの波高何メートルまでは耐えられるということをこの設計者の方からお聞きになってますか。その辺伺いたい。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 震度についてですけれども、新耐震基準の基に積算をさせていただいておりますので、震度7の地震が来ても大丈夫なような構造としてしております。

さらに津波時の災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所とすることとしておりますので、国の方でその指定緊急避難場所とするための基準として、想定される津波にも耐えうる構造、津波の波力、水圧、浮力、そういったものも考慮してそれに耐える構造とするような基準が設けられておりますのでそういった構造計算もした上で、設計をしております。

当該地の津波浸水想定ですが、その津波避難場所の設置基準となる基準水位 というものがありまして、それが10メートルメッシュごとに定められておりますので、あの施設を建てる場所あたりですとおおよそ8メートルに満たない程度が基準水位として示されております。それにそれ以上来ないという保証もないものですから、厚岸町といたしましてはその津波の基準推移に2メートルほどの余裕高を設けた上で、津波避難階のフロアーを3階になります。10メートルと設定して設計をしているところでございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 当然その位の想定はして建てるんだろうというふうに私どもも思っておりますが、そこへ避難する人も当然我々これからああいう建物が建ってくると、どのくらいまで持つんだろうねとか、逃げ込む時にはある程度基準というか、もう絶対大丈夫だねというくらいの思いで駆け込むということになるんだろうといざという時。本当は時間があれば地震が寄って津波が来る、それが当然です。今までにも地球の裏側、南米チリから地震も寄らないのに、一昼夜で来るということもありました。そんなことからしても地震が寄れば津波が来るんだというのは子どもさえ分かって、いざという時には駆け込むという思いなんです。そういう建物、絶対大丈夫だということは今も言ってきましたが、ありえないだろうからプラス想定して考えていくとか、設計するとか、工作すると。そういったことなんです。町民に対してとか利用者に対してとか、これは絶対大丈夫ですということを言ってPRしていくものか、あるいは一時的なものですと、いざという時のためのそういうものかという話で話を持っていくのか、それによっては周りの人も避難する人も心構えが変わってくると思うんですよ。

絶対そこに建物があって、それは大丈夫だと私どもも自然災害に対しては言い切れないと思うんで、その辺はどう町が判断して町民の皆さんにお話をしていくのかというこ

とを町はそういう考え方をしっかり持つてるかどうかわかりたい。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） この建設を今進めようとしている建物でございますが、現時点の資料、科学的根拠等に基づいて想定される津波浸水深、これについては基準をクリアしているとこれについては大丈夫というもと設計しております。ただ、絶対大丈夫というのは今も申し上げましたとおり今もちいる知見、技術等によって出されたものですから、今後これを上回る想定津波想定が出されないとも言い切れるものではないです。ですので今言えるのは今想定している最新の津波想定においてはそれに大丈夫な施設ということは間違いなく言えるということでございます。現に南海トラフ地域におきましてもその当時の津波浸水深に基づいて作られた避難タワー等が新たな想定浸水深によって使えなくなると、高さが想定を下回ってしまうとそういった事例も出てきているのは事実でございます。ですからそうした場合には当然その施設が使えなくなるわけですので、別の手立てを対策を講じなければならないということも生じ得ることは可能性としては排除できませんので、今後も絶対大丈夫ということは言い切れる状況にないということをご理解いただきたいと思います。ただ現時点での想定している最大の津波に対しては、それから逃れるために大丈夫な施設だということでございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 何事もなければいいですよ。もうそういうもの来て欲しくないの正直言ってね。だけれども今言われているように100年、200年、あるいは一生の中で一度。でも私は一生の中で3度の津波に遭っているというか、そういう経験を踏まえてるものから。チリ津波の時には船の底に四つん這いになって掴まって命助かって今日あるものですから。その凄まじさっていうのは現に今経験してるから、掘れることはもう絶対地下は掘れる、工作物のもとは。ですから道路がどういう状況であるかというのは全くわからなくなる。電柱がもう全然もうバラバラになって、道路がどっちの方か、霧多布の役場の山に逃げるためにどの方向に逃げるかということを目安にするとしたらば、もう電柱しかなかった。電柱が立ってればそこが道路だなという思いがあつて。したけれどその電柱がもうバラバラでどこに道路、でも足はつかなかつた。いろんなことがあるけれどそんなことはいいんですが、そういう事故のないようにあつて欲しいわけけれども、まずそこに工作物があるということでのPRっていうのはちょっと私は危ないと思う。絶対信用させてしまったんではそれが20年30年経った時、工作物がですよ。20年30年経った時にもう耐用年数的にはもうどういうふうになつてかわからない。それが100年200年絶対大丈夫だというものであれば、それにこしたことはないけれども、人間の判断っていうのはそこに大丈夫って一度飲み込んでしまえば絶対そこに逃げ込む、それがまたよかったか悪いかというか、そういう結果が出てこないように思いますが、いずれにしても町は一時的な避難場所だという思いでPRされた方がいいと私は提言して終わります。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 確かに一時的と言いますか、先ほども申しあげましたように現時点で想定しうる津波に対応した施設ということでございますし、建物構造物でするので当然 耐用年数がございます。コンクリートですと数十年という耐用年数もございますし、その間に新たな津波の浸水想定が出されてる可能性もございますので、その辺は承知しながら町民の皆さんにもまずは基本的には高台等の津波避難場所、あそこも港町の先からコンクリエの避難場所まで距離があるものですから、なかなか逃げ切れない方もいらっしゃる。そういったことでそこに逃げ切れない人の命を守るために作ったものでございますので、そこでなければ避難できない方もいらっしゃいます。ですからそういったところも含めて町民の皆さんにはより早く、より高いところへ避難していただくというのを原則に周知を徹底させていただきながら今後も津波対策に努めていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 次に議案第39号について質疑を行います。10番、堀議員。

●堀議員 39号の方では外構やフェンス工事というのが入ってるんで、それについてお聞きします。

配られた説明資料の中では外構関係の図面というものがないものですから、現地の地盤高とか何かというものも全然把握ができないんで、聞かせていただくんですけども。まず、町道港町3条通りから今現在の生活改善センターの取り付け道路をそのまま利用して入ってくるようにもなると思うんですけども、今現在港町3条通りとその改善センターの敷地っていうところには確かフェンスというか塀があると思うんですけども、それがどのようになるのか、塀は1回壊したままでそのままになってしまうのか教えてください。

それと隣地境界にあるフェンスをやりますよってということで、町道港町西3の通りや町道港町1号公園通りこちらの方にフェンスというものがされていない。現状は単管のバリケードというものがあのあるんですけども、それをそのまま活用するものなのか

教えてください。

それと駐車帯としての線が引っかかっているやつが全部で40台分あるんですけども、そこと港町西3の通り側のところに太い線が1本隣地境界のフェンスと港町1号公園通りに対して走ってるんですけども、この線というものは一体何なのか。

また駐車帯として図示されていないそのフェンスという左側のフェンスというふうに書かれたところの空白地というものは一体どのような利用というものをされるのか。

それと取付道路の関係なんですけれども、港町3条通りの方からは現状の生活改善センターの入り口を使うんですけども、港町1号公園通りの方からの取り付けというものの切り下げ等というものを必要じゃないのか。確か現状ではこの空白の部分のところに切り下げたところが1箇所あるかなと思うんですけども、それらについてもどのようにするのか。

あと駐車帯をこのように設けたんですけども、現状生活改善センターの駐車場として港町3条通り、向かい側のところに駐車スペースというものがあります。そちらの駐車スペースというものをどうするのか。これらについてお答えください。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 申し訳ございません。ご質問の順番と前後するかもしれませんが、まず現在ある単管を町道の三条通りですとか、港町1号公園通り側のフェンスについてどうするのかということでございますが、こちらについては現在の単管は撤去させていただいて、当初はここにもフェンスを張るということも検討したんですけども、津波避難時の避難の際にここ町道沿いのフェンスががない方がスムーズに避難できるだろうということでここはあえて設置しないようにするという事にさせていただいております。それと議員ご指摘のとおり現在の改善センターへの入り口のところを、若干一部改修して位置が若干ズレるとかというのはありますが、その他にこの図面の下側の通路と書いている部分の若干左側の車両進入してくるところこの辺に取り付け道路をつける予定でございます。取り付けといいますか、歩道の切り下げですね。それと右側の通路と書いている部分ですね。そこも港町3条通りと港町公園1号通りに接する部分、そこ建物右側の通路と書いているところですね。ここにも歩道の切り下げにより車輛が進入できるような切り下げ工事をするという事を予定しております。

それと図面上の太い線は何かということなんですが、ここは交付金事業での計画区域との単なる境目として、この線から右側が駐車場の舗装になります。

それとこの線の左側白地の部分ですが、ここは現在の旧真竜保育書所の跡地、園庭の跡地になりますが、こちらは砂利敷きにより舗装はしないと、砂利敷きで活用してイベントですとかそういった際には駐車場用地ですとか、色々な目的で使っていただくというようなことを想定しております。

あと道路向かい側の現にある駐車場こちらにつきましては、現行のまま維持していつて、そこも合わせて駐車場として活用するという事を考えております。

あと現在のフェンスにつきましては全て茶色い縦格子のフェンスとかがついてますが、こちらは全て撤去するという事で道路側には撤去した上で新たなフェンスを設置する

ということを計画しております。

地盤高についてですが現状の歩道の高さとはほぼ同じ高さで、雨が降ったときの雨水排水だとか考慮した勾配若干とかがつきますが、現状歩道と同等同様の高さで擦り付けるといような形になっております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 わかったんだけど、一部わからないところがあって、そうするとまず歩道の切り下げについてはこの1箇所、今現在使っているところだけじゃなくて他にも切り下げるんだよ、なんでこれは平面図に図示がないわけ外構工事というものもありながら。位置がわかんなければどのよう車が通って行って、どのように抜けるのかとかも全然議論として成り立たないというふうに思うんですけどもどうなっているのでしょうか。もし詳細な図面が出せるのであれば出していただきたいなというふうに思います。

それと港町3条通り、今現在も生活改善センター3条通りから入ってくる時若干勾配上がっているんですよね。そういう時にそのために3条通り側と現在生活改善センターのところには確か塀があったと思うんですけども、それも全て撤去するとなるとつまり歩道と現状の歩道ぐらいにまで建物地盤というものが下がるようになるのかっていうふうに思うんですよ。そうしたときには港町1号公園通りの方が若干高いですから、そうした時には今度は下がっていくというような工事というものが必要じゃないのかなというふうに思うんですけどもどうなんでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時36分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 申し訳ございません。取り付けにつきましては確かにおっしゃるとおりこの配置図では配置が示されておりませんので、分からなかったという部分では大変申し訳ございません。ちょっと説明補足させていただきますが先ほど申し上げましたとおり現在の生活改善センターに入る取り付け道路。それと上側でいきますと建物の右側にある通路にあたる部分の歩道の切り下げ。それとその下、町道港町1号公園通り側の建物の右側の通路に当たる部分に切り下げ。それと建物の左側にあたります現在のの上側の3条通りにある取り付け道路のほぼ下側、車両が侵入してくる通路となる部分の切り下げということで確かに図上で図示しておりませんので分かりづらかったことをお詫びをさせていただきますと思います。

それと塀と言いますか生活改善センター正面にある腰高よりも高いコンクリートの仕切りみたいなものかなというふうには思っておりますが、それにつきましては撤去をさ

せていただいて、確かにあの辺若干高くなっていたりという部分はありますが、全体的な勾配ということで均して、均した結果ちょっと現状より若干低くなる部分も当然あのいろいろでこしゃくがありますので歩道と若干、この平面の中でもいろいろ高さそれぞれあるんですが、ちょうど左上の角の部分で25センチメートルになっているところが建物のその1の左上の角、大変申し訳ありません。ここでプラス15センチメートルで、このプラスマイナスの基準としておりますのが建物の右下の通路と書いてる建物のスロープに当たる部分の右下の角ここをゼロとして基準としております。大変申し訳ございません。それで正面玄関がプラス20センチメートル、その上の角がプラス15センチメートルですとか、いうことで取り付け道路の部分がちょうど敷地境でマイナス30センチメートルというような形になっておりますので、道路と比べると建物が建つ敷地あたりは10センチメートルとか15センチメートルとか場所によりますが、高くなるというような地盤の高さになっております。

●議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第10、議案第40号 工事請負契約の締結について、議案41号 工事請負契約の締結について以上2件を一括議題といたします。職員の朗読を省略し提案理由の説明を求めます。危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ただいま上程いただきました、議案第40号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。議案第40号工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事は、先の議案第38号で説明のとおり、津波避難ビルとしての機能と、生活改善センターの地域交流機能を併せ持つ施設として整備しようとするものであります。

契約の内容であります。1 工事名、（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（電気設備その1）。

2 工事場所、厚岸町港町2丁目1番、2番、49番、57番。

3 契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め

7社の参加によるものです。

4 請負金額、1億5,895万円。

5 請負契約者は、高部・栗林経常建設共同企業体、代表者、標津郡中標津町共立1番地11、高部電気株式会社、構成員、厚岸郡厚岸町真栄2丁目67番地、栗林電機株式会社であります。

36ページをお開き願います。参考といたしまして、1 工事概要ですが、電灯設備、動力設備、受変電設備、電力引込設備、一式であります。

2 工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成を令和7年6月30日までとするものであります。

3 参考図面として、位置図、配置図、各階平面図、立面図は、別紙説明資料のとおりであります。

27ページにお戻り頂き、32ページまでは、(仮称)厚岸町防災交流センター建設工事に係る各議案と共通の説明資料であり、位置図、配置図は、議案第38号で説明のとおり、厚岸町生活改善センターに隣接して建設するものであります。電気設備はそれぞれの設備が建物全体に及ぶなど、建築工事のように建物を区切って分割することは難しく、28ページからの各階平面図の右上に示しておりますとおり、設備ごとにその1とその2に工事を分けているものであります。

続きまして、議案第41号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。議案書37ページをお開き願います。議案第41号工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の内容であります。1 工事名、(仮称)厚岸町防災交流センター建設工事(電気設備その2)。

2 工事場所、厚岸町港町2丁目1番、2番、49番、57番。

3 契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。

4 請負金額、1億5,048万円

5 請負契約者は、サンエス・西口経常建設共同企業体、代表者、釧路市星が浦大通1丁目7番1号、サンエス電気通信株式会社、構成員、厚岸郡厚岸町湾月2丁目361番地、株式会社西口電機商会であります。

38ページをお開き願います。参考といたしまして、1 工事概要ですが、電灯設備、発電設備、情報通信設備、構内交換設備、映像・音響設備、拡声設備、監視カメラ設備、呼出設備、テレビ共同受信設備、セキュリティー設備、火災報知設備、構内通信線路、外灯設備、防災無線 一式であります。

2 工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成を令和7年6月30日までとするものであります。

3 参考図面として、位置図、配置図、各階平面図、立面図は、27ページから32ページの別紙説明資料のとおりであり、議案第40号で説明のとおりであります。電気設備その2につきましても、その1と同様に、28ページからの各階平面図の右上に示しておりますとおり、設備によって工事を分けているものであります。

なお、別途、お手元に参考資料といたしまして、4月17日に執行いたしました指名競争入札結果を配布させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認賜われますよう、お願い申し上げます。

- 議長（大野議員） はじめに議案第40号について質疑を行います。

（「なし」の声）

- 議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 次に議案第41号について質疑を行います。7番、南谷議員。

- 南谷議員 38ページなんですけれども、この参考ということで1工事の概要、ここに内容が記載してございます。それにさらに3番目で位置図、配置図、各階平面図、立面図、別紙説明資料のとおりと明記されてるんですけれども、非常に不親切ですよ。

例えば火災報知器の設備、これどこかに記載ありますか。それと27ページの図面を見ていただきたいんですけれども、これ外構工事になってんですよ。この41号では外灯を設置することになってんですよ。これ記載ありますか。どこにもないんですよ。どこに外灯が設置になるんでしょうか。

議員協議会とか総産の委員会でこの図面とかこういうことについて説明されているんなら僕はいいんですけれど、今日、本会議でいきなりこれでこの資料ではまずいと思うんですよ。やはり10番堀議員が言われたようにきちんとそれぞれ一括して説明しやすく、分かりやすい資料に集約されたことは大変僕はいいことだと思うんですよ。ですけれど、工事自体違いますよ。例えば電気工事、全部図面よこせと僕は言いません。せめてこの図面に電気工事とか、外構工事とか別れるわけですから事業が。電気工事の配線まで僕は工事屋ではないから分からないんですけど、例えば外灯がどこに何基設置されるとかそれぐらいは明示してもらわないとせっかくここに書いているけれど全くありませんよ。どうなっていますか。

- 議長（大野議員） 副町長。

- 副町長（石塚副町長） ご指摘ありました図面につきましては工種ごとにスイッチ、蛍光灯、議員おっしゃられるとおりの枚数に、電気工事その1だけでも31枚になりますので、表記だけでちょっと済ませてこれまでの慣例どおりではありますけど済ませ

せていただいております。なお外灯については今、担当の方から設置位置については説明させたいと思いますのでご理解いただきたいと思ひます。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今、副所長から答弁ありましたように、図面が設備ごとに色々あって、ただそういった見える部分での位置関係ですとか、そういったものがかかるような図面ということで、配慮が足りませんでしたことをお詫びをさせていただきたいと思ひます。

その上で今ご指摘のありました外灯設備につきましては、駐車場の27ページの平面図をもとに説明をさせていただきたいと思ひます。まず、生活改善センターの点線で囲ってある左上の敷地の角、ここに1基、それとその下のちょうど港町1号公園通りにまですぐ降りる中間に1つ、ちょうど角になってるところですね点線の角になってるあたりに1基、その下の町道に近いところに1基付くような形でございます。

それと真ん中の通路と書いている部分、これのちょうど3条通り側の上側の通路よりと左側になります。駐車帯、車を止めるスペースですね。この辺りに1基、それと今度は下の港町1号公園通りにあります建物の左角のまですぐ下の町道に接する部分に1基でございます。

それとあと外灯としてではなくて、建物に付属の照明としてこの建物の右側の通路というところが夜間避難ということも考えられますので、これは建物にくっついた照明ということで独立して立ってる照明じゃなくて、そういったものもここに設置する予定としております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 わかるんです。電気の配線全部出してくれなんて僕は望んでないですよ。だけど少なくとも僕みたいな素人でも外灯どうなんだろうとこの図面に外灯ありますと書いてないわけだから、やっぱりそういうことはきちんと配慮していただきたい。何枚も資料をもらったって僕らも困るんだから逆に。せめてその位の配慮は僕は必要だと思うんですよ。工事用の概略のものくらいの、例えば消火器はどこどこにありますくらいの。工事別に業者がやる工事が違うわけだから、電気工事そのものは1と2と分けれと言ったって分けられない部分もあるだろうし、そこまでは求めません。でも町民が見てわかるくらいのもはやっぱりきちんと出してください今後。

それと今説明ありました。そうすると、先ほども伺ったんですけれども砕石敷いての駐車場にすると、ここには外灯置かないこういう理解でよろしいんですね。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 説明資料が足りないということで本当に申し訳ございません。後段の部分、砂利の部分につきましては議員おっしゃいますとおり外灯はつかな

いということになっております。

- 議長（大野議員） その他ございませんか。

（「なし」の声）

- 議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第11、議案第42号 工事請負契約の締結について、議案43号 工事請負契約の締結について以上2件を一括議題といたします。職員の朗読を省略し提案理由の説明を求めます。危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） ただいま上程いただきました、議案第42号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書39ページをお開き願います。議案第42号工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事は、先の議案第38号で説明のとおり、津波避難ビルとしての機能と、生活改善センターの地域交流機能を併せ持つ施設として整備しようとするものであります。

契約の内容であります。1 工事名、（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（機械設備その1）。

2 工事場所、厚岸町港町2丁目1番、2番、49番、57番。

3 契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外7社の参加によるものです。

4 請負金額、2億680万円。

5 請負契約者は、太平洋・奥村経常建設共同企業体、代表者、釧路市春採5丁目16番17号、太平洋設備株式会社、構成員、標津郡中標津町東25条南4丁目10番地。奥村工業株式会社であります。

40ページをお開き願います。参考といたしまして、1 工事概要ですが、空調設備、給油設備、自動制御設備、一式であります。

2 工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成を令和7年6月30日までとするものであります。

3 参考図面として、位置図、配置図、各階平面図、立面図は、別紙説明資料のとおりであります。

27ページにお戻り頂き、32ページまでは、（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事に係る各議案と共通の説明資料であり、位置図、配置図は、議案第38号で説明のとおり、厚岸町生活改善センターに隣接して建設するものでありますが、機械設備は、電気設備と同様に、それぞれの設備が建物全体に及ぶなど、建築工事のように建物を区切って分割することは難しく、28ページからの各階平面図の右上に示しておりますとおり、設備ごとにその1とその2に工事を分けているものであります。

続きまして、議案第43号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書41ページをお開き願います。議案第43号工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の内容であります。1 工事名、（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（機械設備その2）。

2 工事場所、厚岸町港町2丁目1番、2番、49番、57番。

3 契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外7社の参加によるものです。

4 請負金額、1億978万円。

5 請負契約者は、釧路市貝塚2丁目6番25号、榊設備工業株式会社であります。

42ページをお開き願います。参考といたしまして、1 工事概要ですが、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、換気設備、一式であります。

2 工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成を令和7年6月30日までとするものであります。

3 参考図面として、位置図、配置図、各階平面図、立面図は、27ページから32ページの別紙説明資料のとおりであり、議案第42号で説明のとおりであります。機械設備その2につきましても、その1と同様に、28ページからの各階平面図の右上に示しておりますとおり、設備によって工事を分けているものであります。

なお、別途、お手元に参考資料といたしまして、4月17日に執行いたしました指名競争入札結果を配布させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認賜われますよう、お願い申し上げます。

- 議長（大野議員） はじめに議案第42号について質疑を行います。10番、堀議員。
- 堀議員 ここで給油設備についてお聞きしたいと思います。給油設備についてはどこにどのようなものが設置されるのでしょうか。
- 議長（大野議員） 危機対策室長。
- 危機対策室長（四戸岸室長） 申し訳ありません。給油設備につきましては27ページの配置図におきまして、グレーのその2の建物って書いてある左上の部分にタンクが3階

にございますので、それに揚げるための給油ポンプがここの位置に設置されるものでございます。そこに一度、タンクに入れたものを3階の今度は30ページをお開きいただきまして、右側の機械室と書いてあるところの左上の太い点線の四角、これが給油3階に貯蔵する給油タンクになりますので、こちらまでポンプで給油を上げるというような設備になっております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 わかりました。つまりその給油タンクなり給油設備というものについては、この避難タワー全体を賄うものとしてなのか。1階平面図の管理室の方には確か厚岸町商工会が入られると思うんですけども、その商工会が使う燃料関係も全て1カ所でまかなってやるのかどうか。その場合は燃料使用というものについてはどのような形になるのでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 3階の燃料を保管する貯留する燃料につきましては議員おっしゃいますとおり館内の暖房設備とかボイラーに使用するということになっております。一応その発災時も3日間稼働できるような燃料ということで想定した上での容量計算をしております。

あと1階に入る商工会の部分でございますが、こちらは商工会の方で空調設備エアコンを設置してこれで暖房をまかなうということになっておりますので、燃料はこちらからの使用というふうにはならず、電気料は別途そのメーターを分けるなり、使用料を分けた上でのきちんとした管理をするということにしております。

●議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 次に議案第43号について質疑を行います。

（「なし」の声）

- 議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（大野議員） 日程第12 議案第37号令和6年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総合政策課長。
- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第37号、令和6年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。令和6年度厚岸町一般会計補正予算1回目。令和6年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,497万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億4,364万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

2ページから3ページにわたり、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、歳出では1款1項にわたってそれぞれ2,497万円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。6ページを開き願います。歳入であります。16款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 農林水産業費国庫補助金、4節 防衛施設周辺整備事業補助金 2,250万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金（畜産業）については、充当事業の町営牧場整備事業の総額に伴う交付金の計上で、内容につきましては歳出予算において説明いたします。また、交付金の最終的な充当配分については今後の交付決定額を踏まえ、補正対応いたします。

21款1項1目 繰越金、1節 前年度繰越金、247万円の増。補正財源調整のための計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。5款 農林水産業費、1項 農業費、3目 畜産業費、町営牧場整備事業2,497万円の増。当初の設計において、ふん尿貯留槽の底盤部分の土を高速道路の工事へ出る残土を使用して工事をする予定でありましたが、試験調査の結果、置き換え材としては適さないことが判明したため、新たに置き換え材の追加と労務単価の上昇による工事費の増額計上であります。

以上で歳出の説明を終わります。以上持ちまして議案第37号令和6年度厚岸町一般会計補正予算1回目の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） これより質疑を行います。7番、南谷議員。

- 南谷議員 今回の補正額2,497万でお尋ねをいたします。財源でございますが、2,550万の特定防衛施設周辺整備調整交付金これが充当されるわけでございますが、今回の補正支出によりまして、厚岸町の令和6年度の防衛予算交付金、総体に対する影響です。これだけ今回、今から出して今年度ほかの事業に影響があるのかなのか、この辺についてまず説明をしてください。

- 議長（大野議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えさせていただきます。まずこの令和6年度に計上しております予算、この事業の予算につきましては、事業執行上では今現在では問題はないと思っております。ただ財源の問題につきましては、こちらの方は当初計上の際にはまだ訓練規模、またそういう内容、詳細がまだわからないということで今までの経過を踏まえた中で、大体中隊規模ベースのこの訓練を想定した中での額を想定して、この令和6年度の特設防衛施設周辺のこの事業を組んでおります。そういった中では今回この2,250万円をプラスいたしますと、3億2,700万円ほどになりまして、昨年が令和5年度の交付決定額、これが3億2,536万4,000円ということで、大規模ベースの交付金の計上部分となります。そういった中ではまだこの訓練の時期、またどういった内容だとまだ時期的な問題もありますが、まだ詳細が示されていないということで、こちらの方は例年でいきますと10月もしくは11月にこの訓練が終わって、そしてこの交付額が決定することとありますので、それらの状況、またこれから予算で計上して事業の執行状況これに伴いまして、この調整交付金の額、今後の補正予算の計上の中で調整をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（大野議員） 7番、南谷議員。

- 南谷議員 そうすると今回の2,250万円出しても、まあまあ例年並みくらいの総体額。ちょっと早めに出たかもしれないけれど出たよと。あとは今後の訓練とか、それから事業執行残とかそういうものも含めて調整をしていきたいと、こういうことで当初計画してる交付金とかのものについて、他の各事業には大きな影響を及ぼさないという理解をいたしました。そういうことでよろしいのでしょうか。
それと本事業は令和5年の2月に総務産業常任委員会におきまして、当初の計画では牛舎の改築を計画しておったんですけれども、町営牧場の事業の実態から牛舎の方でスラリーがオーバーフローするので、急遽というわけではないけれど、このスラリーの建設に取り組んでいきたいということで、令和5年度に確か2,500万の計上で実施設計を実施したという経緯があります。当初予算にもその今年度の当初予算で、それを受けて2,500万の実施設計を基に本年度当初予算で事業費が計上されておったんですが、今回さらにこの今回2,497万円の補正計上でございます。非常にびっくりいたしました。スラリーがオーバーするので、そのやはり町としても変更することについては私は意義

はないですよ。町営牧場、酪農家のためにやっぱり実態に合った即対応というのはいいんですけれども、当初予算にも計上してたった1カ月しか経ってないのにそれも臨時議会に補正計上ですよ。非常に納得がいきません正直なところ。2,500万実施設計去年したんですよ。2,500万かけて1カ月経たないうちに補正計上ですか。通常考えられませんよ。3月に予算審議して1カ月しか経たないのに臨時議会で補正計上、どんな計算してんだ、私は思うんですよ。防災交流センターのように大きい複雑な構造でないですよ。ほとんどコンクリートで固まったようなもんですよ。違いますか。構造上そんなに複雑化してますか。私はそれほど難しい工事ではないと思うんですよ。まあ設計上の構造上の問題はあるかもしれないけども、あれもかかるこれもかかるっていう部品が多くかかる建物ではないと思うんですよ。

しっかりやってほしいなと思います。その上で改めて伺います。当初予算計上からまだ1カ月しか経ってないんですけれども、2,500万で実施設計をするということだったんですけど、私の方には実施設計2,500万の実際にいくらかかったんでしょうか。もう既に数字閉まってると思うんですよ。令和5年度の事業費ですから。この数字が2,500万が予算でしたから、もう捕まえてると思うんですよ、実施設計2,500万円が実際にいくらかかったんだと。それからいつ実施設計が終わったのか、終わった時期。これについてまず説明をしてください。

それから土地の件については説明がありました。土が何て言うんですか今さっきの説明では、もう少し詳しく説明してください。なんで駄目だったのか、簡単な説明がありました。どういうことでその土が使えなくなったのか、それから内訳です。この計上の中身についてももう少し詳しく説明してください。例えば人件費とか具材だとかこれらについてきちんと説明をしてないんですよ。総体で上がるという話はするけども、何がいくら上がるのか、きちんと説明をしてください。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 構造上の部分、さらには増額の積算の内訳の分につきましては建設課長の方からご答弁をさせていただきたいと存じますけれども、今回の実施設計、令和5年で実施した部分の金額につきまして先ほど2,500万円というお話が出ておりましたが、2,425万5,000円ということで金額が確定してございます。これにつきましては3月の22日に検収をしたというようなことで私の方では捉えてございます。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。土が駄目だったということでございますが、本年1月にその北海道における不良土対策マニュアルに基づきまして試験を実施した結果、2月に置き換え材としては使用不可ということで、理由としましては残土が乾燥、吸収を繰り返すことにより細かくバラバラになるということで、ストレーキング性を有するとの判定結果が出たため、不可になったということでございます。再生骨材に変更にしたということでございます。

それから内訳でございますが、まずスラリーストアの底盤部の置き換え材も変更ということで、最初は開発局の残土を利活用するというところでございますが、これでいきますと1立米あたり605円に変更後の再生骨材が1立米6,660円で、6,055円の増額となりまして、そこに敷く立米でございますが1,800立米ということで、1,089万9,000円というふうになって、それに直接工事費を含めまして2,000万円の増額ということでございます。

それと次にスラリーストア本体と底盤コンクリートの物価上昇ということで、まずはスラリーストア本体の材料、側壁部材なんですけど、これが50枚、1枚あたり47万円が再度4月に見積もりを取った結果、48万7,800円で17,800円の増額となりまして、かける50枚で89万円とそれから直接工事費を含めまして、178万円の増額。

それとコンクリートでございますが1立米あたり22,650円が26,300円で3,650円が増額となってございまして、コンクリートにつきましては300立米ということで109万5,000円の直接工事費を含めまして、219万円の増額。

それから最後に労務単価の上昇ということで、これは釧路地方労務単価表4月の2日に改定になってございまして、これが変更前が1,300万で変更後は1,400万で100万円の増額ということで、合わせて2,497万円の増額となっているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 3回目ですね。まず人件費の100万円、かつてはあまり人件費の4月の道の単価とか国の単価が上がるから修正しますよってということは僕の記憶ではなかったです。最近なんですよ。

それでは今回100万円計上してるんだけど、もしこの他のものがなければいずれ工事やってる時、道の単価が上がりますから、100万円人件費上げてくださいという補正を組む予定だったんでしょ。これについてはどうなんですか。当初から4月になったら、初めから人件費改正になるよ、その時点でその分は今回の工事費に補正かけるとこういうつもりで予定していたのはどうなのか。この辺についての見解を伺いたい。

それから今答弁ありましたよ。3月の22日に調査が終わったと報告が来てますよ。2,422万5,000円の実設計料払って、たった1カ月しか経たないのにこれだけのコンクリートの差額が出て、僕はやはりしっかりやってほしい。僕は技術屋でもないし、そういう能力もないけれど、職員の皆さんそれぞれ優秀な方が揃っておると思うんですよ。やはりしっかりこういうものについて取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。当初工事費を算出したということでございますが、実施設計の工期が8月から始まりまして、実際にこのスラリー本体の位置ってというのが設計業者、それから町営牧場と協議をしまして、最終的にこの位置になるということが12月に決まりまして、当初予算の時はまだ詳細な設計が出来上がってなかったんで、概算の工事費ということで予算の方を計上させていただいたところで。

12月以降に詳細設計をしたところその開きが出てきたという結果になってございます。

今後は職員がそういった物価、労務単価とかいろいろ来るんですけども、それをきちんとしながら積算をしていきたいと思っておりますのでございます。

失礼しました。労務単価につきましても先ほど申し上げましたけど、概算での当初予算ということで計上してございます。

この本体工事につきましては、工期が8カ月かかるということでございます。金額にして1億円を超えるということでございますので、議会の議決が必要となってくるところでございます。そうしたことから今回の臨時会に予算を計上させてもらって、5月に入札を取り進めて、6月に議会の議決を得て、本工事着手ということになるんですけども、それにつきまして今回その防衛の交付金を充当するにあたりまして、申請するにあたって単価は直近の単価で積算しないといけないって会計検査のこともありますので、そういったことから今回概算から詳細設計ということで、その開きが出てきたということの内容でございます。

●議長（大野議員） 休憩しますか。特にもう1回認めます。南谷議員。

●南谷議員 確認したいんですけど、僕は聞いてたのはもしこの臨時会に100万円の誤差が出ますよね、今言って説明で。防衛の関係もあって会計検査のこともあるからこれだけの、100万円の誤差があるけれども当初からそのことは想定僕はされたのではないのかなど。そうしたらこの他の大きいものなくても、100万円だけでも補正計上するんですかどうですかと聞いたんですよ。そういう予定だったんですか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 私の方からあまり技術的なことはあまり詳しくないんですけども、今後入札に附されて契約が結ばれていくというふうに考えておりますが、工事を進めていく中でその他の工事もみんなそうだと思うんですけど、途中でどうしてもその工事を実施していくためにこれはもう設計変更してでもやっつけていかなければならないものが出てくるかもしれないし、全体的な工事費の中でそれを見合いで企業の方が見込んだ入札額で入札してくることもあるかもしれないので、それはもう今後の工事の進捗の中でこれはどうしても仕方がないというか、工事が進めないんだというようことになれば、またその時には情勢を鑑みながら然るべき手続きも取らなければならないと思っておりますけれども、今現在で町としてこの事業費で進めるというふうに踏まえて、今回ご提案させていただいている内容でございまして、その部分については何とぞご理解をいただきたいなというふうに考えております。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後2時27分休憩

- 議長（大野議員） 再開します。建設課長。

- 建設課長（堀部課長） お答えいたします。100万円ということですが、事業がその100万円足りなかったら進めることができないので、今回も臨時議会で補正予算を計上させていただくという内容です。

- 議長（大野議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 私から予算計上の部分でもありまして私の方からお話しさせていただきたいと思えます。全て事業の執行に関しましては、まず予算計上がなければ事業を発注するということはできません。今回の場合ですと、例えばその労務単価が100万円となった場合、そういった場合に予算が不足すると。そういった場合でありますと流用、これは地方自治法で認められてる流用ということもあります。そういった中で流用して、今回その事業に充当いたしまして予算を発注する。
ただ今回のこの提出していただいた案件につきましてはやはりこれだけの大きな金額、本当に議員先ほどから質問あったとおりの部分であります。4月スタートしてのこの2,500万円という大きい数字であります。そういった中では専決処分、またはその流用対応ということではやはり大きな案件ということで、今回この直近の町議会が臨時会が開かれるというところで、今回この提出したということでご理解いただければと思えます。

- 議長（大野議員） 他ございませんか。10番、堀議員。

- 堀議員 工法の選定についてお聞きしたいと思えます。変更前が開発局の残土を使って、スラリーストアの基礎部分を開発局の残土を使うということらしいんですけども、これなかなか通常設計者なりが思い浮かぶことじゃないというふうに思うんですね。通常であれば元々変更後で今回補正する再生骨材を使うという当初設計で進むはずだと思うんですけども、当初から開発局の残土を使うこの工法選定するに至った経過というのはどのような経過があるんでしょうか。

- 議長（大野議員） 建設課長。

- 建設課長（堀部課長） お答えいたします。この残土を利活用するという方法でございますが、町としましてはなるべくそういった安価な方法で事業を進めるということで、その1つが残土を利活用するという方法を当初予定していたところなんですけど、それと合わせて地盤改良という方法もございます。ただそれだと1立米あたり安価の場合は1万5,000円ということですが、再生骨材の場合は6,000円ということですので最終的には再生骨材の利用ということで検討して取り進めるっていう方法でございます。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ちょっと補足をさせていただきます。今建設課長が言ったのは極力その事業費を抑えて取り組むというのは職員のアイデアで、考えたものでございますが、実際にその検査をした結果、当初予算に間に合わなくてその残土が使用に耐えないということで骨材に変更しなければならなくなった。見込みが甘いと言われればそれまでかもしれませんが、そういった事業費を抑えるという意味で、財源もありますのでそういう考えに基づいてやろうとした努力はできれば認めていただければなと思いますのでご理解をいただきたいと思います。そのとおりにできなかったことは大変申し訳ございません。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 努力は認めます。ただ結果が伴ってないんですよ。やはり結果というものがしっかりと伴っていただかなければやはり私たちも予算を審査していく上ではそれに対しての責任というものがあるので、思いというのは分かります。思いはわかるし、できるだけ安価にしたいと言うんですけども、じゃあ安価であればというのであればスカスカの骨材を使えばいいのかとかそんな話にならない。やはり安全性も踏まえた中でやはり十分な余裕というものが無いと駄目だと思うんですよ。

今回のこれだとはあまりにも初めから開発局の残土を使って、立米あたり605円の残土を使う。それで安くできるからいいんだいいんだいいんだって全部の予算をとったはいいけども、いざ蓋を開けたら6,660円もかかって6,000円以上も高くなってしまった中では、蓋を開けた時点では元の姿がもうないような状態になっているといった中ではもう騙されているような気分には私たちがならざるをえません。

やはり設計にあたっては十分な精査というものも必要ですし、安全性、特に公共工事ですから安全なものを作らなものを作るといものが大前提になります。作ってすぐに壊れるようなものを作られたら困るので、そういった中ではより一層の設計精査というものには意を払っていただきたいというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 議員おっしゃられるとおりに今回については残土の検査結果が2月ということもございましたが、やはり物を作るにあたっては安全で確かなものを作らなければならないと考えておりますので、今後そういった部分もさらに気をつけてまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 この開発局の残土を使うっていうのはやはりどっかで同じようにやってるとこ

ろがないとなかなか基材を土を使ってやるなんてなかなか思い浮かばないというふう
に思うんですけども、どっかで同じようなスラリーストアの工事をやっている自治体なり
の工事实績というものが実際にあっての今回のこれだったのかというものについてはど
うなんでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 2 時36分休憩

午後 2 時40分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。建設課長。

●建設課長（堀部課長） 大変貴重な時間をいただきまして大変申し訳ございません。た
だいまのご質問でございますが、高速道路の土につきましてはその現場で道路の工事
する際に使ったり、あとはスラリーストアの今回は土の試験の結果ボロボロになる ス
トレッキング性ということで。

今回の高速道路の残土につきましてはこの図面でいきますと作業通路の盛土に今回使
用するような内容でございます。

実績としてはございます。

●議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本
案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 以上で本臨時会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。
よって、令和 6 年 厚岸町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

午後 2 時41分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和6年4月26日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
